

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験＋【2】研修の修了

【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【2】研修修了要件： A）＋ B）

A）基礎研修等修了

①相談支援従事者初任者研修講義部分の一(11h)を修了
②基礎研修(15h)を修了
※を満たす予定の日の2年前から受講可

B）実践研修修了(14.5h)

基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に2年（一部半年とできる場合有）以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある場合に受講可（★）

OJT（★）
一部業務可能

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

実践研修修了の翌年度から5年間に1度毎修了することが必要。

研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

専門コース別研修（任意研修）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件

